

平成21年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

平成21年12月22日(火)

議事日程第1号

平成21年12月22日(火曜日) 午後3時 開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第19号 公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第20号 平成21年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)

出席議員(9名)

1番 熊田喜八	2番 宗形徳次	3番 塩田邦平
4番 菊地栄助	5番 生田目進	7番 森 新男
8番 荒井裕子	9番 矢部一郎	10番 市村喜雄

遅参通告議員 なし

欠席議員(1名)

6番 関根郁夫

説明のため出席した者

企業長	伊東幸雄	院長	吉田直衛
事務長	阿部泰司	看護部長	加藤悦子
総務課長	村上清喜	医事課長	滝田賢司
病院建設対策室長	有我新一	企画情報室長	有賀直明

事務局職員出席者

総務課長補佐	塩田 卓	主事	三瓶弘三
--------	------	----	------

午後3時00分 開会

○議長（市村喜雄君）

それでは、皆さんおそろいですので、ただいまより平成21年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、6番、関根郁夫議員であります。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

この際、諸般の報告をいたします。監査委員から、例月出納検査の結果報告書が提出されております。印刷の上、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これより、議事に入ります。

日程第1、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市村喜雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、4番、菊地栄助議員、5番、生田目進議員、7番、森新男議員を指名いたします。

この際、日程第3、「議案第19号」、日程第4、「議案第20号」の議案2件を一括して議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明、質問及び答弁に当たっては、自席で起立の上、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

企業長。

○企業長（伊東幸雄君）

それでは、本日、ここに平成21年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会が招集さ

れたところ、議員の皆様方には公私にわたり大変お忙しいところ、ご参集いただきました。まことにありがとうございます。

さて、今期定例会におきましては、ただいま議題となりました議案2件につきましてご審議いただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ちまして、最近の病院事業の概要について申し上げます。

初めに、いわゆるコンビニ受診を抑制し、緊急の診療を必要とする患者の受け入れを万全を期すということ、あわせて勤務医の負担軽減を図ることを目的に、10月1日から導入をいたしました時間外診療加算料についてであります。

本件につきましては、導入から2カ月が経過をいたしました。これまで大きな混乱もなく順調に推移をしておりますことは、この制度とあわせて同時並行的に地元医師会あるいは保健環境組合構成市町村などの関係機関のご協力のもと、11月から平日夜間の救急診療所が須賀川市の保健センター内に開設されたことに伴いまして、受け皿が整備されたおかげによるものと、関係各位のご尽力に感謝を申し上げる次第でございます。

なお、この関係の資料を1枚、お手元のほうに用意をさせていただいております。休日夜間救急診療所の実施受診者数の11月分、あと公立岩瀬病院の9月、10月、11月の受診者数、後ほどごらんをいただければありがたいと思います。

なお、今回の取り組みにつきまして、総務省が来年の1月に発行いたします「公立病院経営改善事例集」というのが出る予定になっておりますが、先進的取り組み事例の一つとして掲載される予定となっておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

次に事務長公募の件でございます。本件につきましては、9月議会の中でも3名の方の応募があったことをご報告申し上げます。10月に最終選考を行い、その結果、現在、宮城県仙台市在住で、これまで総合病院の副事務長あるいは社会福祉法人施設の事務長を務めるなど、医療関係の豊富な経験と知識を有するとともに、経営改善に実績を上げてきた方、男性で56歳になります、採用を決定したところでございます。

来年度4月からは、これらの経験の中で培われました民間的発想や活力、こういったものを導入することによって、改革プランに基づく各種改革の具現化に大きな役割を果たしていただけるものと期待をしているところでございます。

このような改革、改善策の着実な取り組みによりまして、10月以降の病床利用率は当初計画を上回る状況になってきております。このことは、地域医療にとっても、

また経営改善の面でも、明るい兆しが見え始めてきたところでもありますので、このような流れを確実なものとするために、さらなる改善に取り組んでまいりたいと考えてございます。皆様方の特段のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、当地域において感染拡大傾向にある新型インフルエンザについてでございます。本件につきましては、これまで国、県などの関係機関との連携を図るとともに、院内に副院長をリーダーとする対策チームを設置するなど、対策に万全を期してまいりましたところではありますが、ワクチンの供給がなかなか安定しない現状の中で、医師を中心に国から示されたスケジュールに基づきまして、予防接種の対応に努めているところでございます。今後もワクチン供給の納入状況等を見きわめながら弾力的に対応し、地域住民の生命と健康を守るため、最大限、努力をしてまいりたいと考えてございます。

また、須賀川市が中心となって検討されてまいりましたが、児童・生徒の集団接種につきましては、須賀川医師会の全面的な協力を得て医師の派遣が可能となったことから、今月の14日から、市内16の小学校の小学1年生から3年生を対象に開始をされたところでございます。今後は、これ以外の児童・生徒及び幼児・園児について、関係機関との連携を図りながら、順次対応していくと考えてございます。

なお、本事業を推進するに当たり、ワクチン供給の受け入れ等、一連の経費につきましては、受託医療機関となっております本院が事業主体となりますことから、関連する補正予算（案）をこの今期定例会に提案をしております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由等、詳細につきましては、後ほど事務長からご説明を申し上げます。

次に、新病棟建設工事の進捗状況について申し上げます。

現在、地下1階の立ち上がり部分を施工中でございます。年内にはコンクリートの打設などを終えまして、地上1階の床までが完了する予定でございます。11月末現在の出来高は約15%でございます。順調に進捗をしております。今後は、より立体的に進捗状況が確認できるようになりますが、これから冬期間がございます。また、高所での作業も拡大してまいりますので、これまで以上に安全管理に万全を期し、計画どおりの事業推進に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、病院運営の当面の課題等につきましてご説明申し上げましたが、今期定例会には議案2件を提案しております。

なお、提案議案に係る提案理由につきましては事務長からご説明申し上げますので、

慎重にご審議の上、速やかにご議決を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、ことしも残すところわずかとなりました。日一日と慌しさが増しておりますが、議員各位におかれましては、健康に留意され、輝かしい新年を迎えられますよう、衷心よりご祈念申し上げます、あいさついたします。

ありがとうございました。

○議長（市村喜雄君）

事務長。

○事務長（阿部泰司君）

それでは、ただいま議題となっております議案第19号及び議案第20号の議案2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第19号、「公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

平成21年10月8日に福島県人事委員会は、給料月額引き下げ、自宅に係る住居手当の廃止、期末・勤勉手当の引き下げを内容とする勧告を行ったところでございます。この勧告を受けまして、県や構成市町村の対応等を踏まえ、検討した結果、当病院企業団職員の給与等につきましても、この勧告に準じた改定を行うものであります。

改正の内容でございますが、自宅に係る住居手当の廃止により、条例第10条第2号に規定されております、「その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの」及び同じく10条の第4号に規定されております「単身赴任手当を支給される職員の自宅に係るもの」について、この2つを削除するものでございます。

この一部改正条例につきましては、平成22年1月1日から施行することとしております。なお、廃止される住居手当の額及び給料表並びに期末・勤勉手当の支給率につきましては、企業長が定める規程において定められておりますので、この条例改正後に規程を改正する予定でございます。

次に、議案第20号「平成21年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

まず、1ページのほうですが、今回の補正につきましては、第2条のとおり、病院事業収益及び病院事業費用をそれぞれ6,992万8,000円補正するものであります。

補正の内容についてご説明いたします。2ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど企業長のあいさつでも申し上げましたように、本院は新型インフルエンザの受託医療機関として、10月中旬以降、国から示されましたスケジュールに基づいてワクチン接種を実施しているところでございます。しかし、全国的に死亡例も報告されるなど、深刻化する現状を踏まえ、福島県は児童生徒を対象とした集団接種が有効策であるとの認識に立ち、各市町村に協力を依頼したところでございます。これを受け、須賀川市が中心となって、須賀川医師会及び本院など関係機関で協議してまいりましたが、医師の派遣について、医師会の全面協力を得ることが可能となったことから、今月14日より市内16小学校の児童、小学1年生から3年生までが対象でございますけれども、この方に接種を開始したところでございます。

本事業を推進するに当たり、ワクチン供給の受け入れ先は、受託医療機関であります本院となりますが、これに伴う費用については当初予算に計上しておりませんでしたので、これに係る収入及び支出について補正するものでございます。

また、通常の薬品費についても、後発薬品の積極的採用など、経費の節減に努めているところでございますが、がん患者に対する化学療法が、医学的に患者の緩和等に極めて有効との医師の判断に基づき、抗がん剤やリウマチ薬などの高額な薬品の購入量が増加したことによりまして、予算に不足を来す状況となっていることから、これが補正をするものであります。

まず、下段の支出の欄をごらんいただきたいと思います。1目、給与費、1,094万8,000円の補正でございますが、これは集団接種に協力いたします予定の医師、これは医師会から協力いただく医師ですけれども、延べ476人に係る報酬でございます。2目、材料費、5,707万6,000円の補正は、接種予定者2万1,907人分のワクチン購入経費及び抗がん剤等の薬品の購入経費でございます。3目、経費190万4,000円の補正は、協力をいただきます医師会の医師の送迎用タクシーに要する経費でございます。

次に、上段の収入欄のほうをごらんいただきたいと思います。支出補正に係る財源ですが、全額、院内及び集団でのワクチン接種に係る収入をもって充てるもので、接種料金につきましては1回目3,600円、2回目の接種が2,550円となっております。

以上、議案2件について、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願い

いたします。

○議長（市村喜雄君）

これより、議案第19号「公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市村喜雄君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市村喜雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号「公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市村喜雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「平成21年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市村喜雄君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (市村喜雄君)

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第20号「平成21年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (市村喜雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成21年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

しばらく、そのままお待ちください。

院長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○院長 (吉田直衛君)

12月議会閉会後の貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございます。それでは私から、医療に関連いたしまして、1件ご報告を申し上げます。

本年6月16日に「総胆管がん疑い」により内視鏡的逆行性膵胆管造影の目的で、本院に検査入院されました患者さん、71歳の男性についてであります。入院の翌日、17日に検査を施行いたしました。

患者さんは、検査後に急性膵炎を併発いたしました。そのため早急に急性膵炎に対して治療を開始いたしましたが、改善いたしませんでした。18日の夜、血圧低下が始まりまして、膵炎が重症化したというふうに判断をいたしました。すぐに重症急性膵炎に対する治療を開始いたしましたが、午後10時40分ごろに心停止を来し、蘇生を試みましたが、午後11時23分死亡という残念な結果になりました。

翌19日、主治医そのほか遺族宅を訪問させていただきまして、事情をご説明い

たしました。その際、ご遺族から納得がいかない旨の発言があったところであります。あわせて本件について、院内の医療安全委員会で検証しました結果、検査手技、手順に特別な問題はなかったという結論に達しました。遺族側にこのことをご説明いたしましたが、今日現在、ご理解をいただけず、病院に対しまして弔慰金的なものを要求する旨の申し出がありました。

このため、今後の遺族側との話し合い等につきましては、顧問弁護士とともに対応してまいりたいと考えてございます。

これがご報告でございます。よろしく申し上げます。

○議長（市村喜雄君）

ただいま、院長から説明ありました件について、質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（市村喜雄君）

なければ、本件についてはご了承願いたいと思います。

それでは、ご苦労さまでした。

平成21年12月22日 午後3時20分 閉会